

長時間労働を課して残業代を支払わない、

パワーハラスメントなどを繰り返し、

過酷な労働環境で働かせ続ける、

こうした、意図的な「若者の使い捨て」が今、

大きな社会問題となっています。

このような行為は、

労働基準法等の法令違反が懸念されるだけでなく、

多くの若者の将来を脅かすこととなり、

見過ごすことができません。

私たちは一致団結して、「若者の使い捨て」を、

この神奈川の地から撲滅し、

未来を担う若者たちを応援していきます。

働く人も雇う人も、

「若者が生き活きと、安心して働ける職場づくり」を

この神奈川から広げていきましょう。

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川労働局長 水野 知親

一般社団法人神奈川県経営者協会会長 小俣 一夫

一般社団法人神奈川経済同友会代表幹事 石渡 恒夫

一般社団法人神奈川県商工会議所連合会会長 佐々木謙二

神奈川県商工会連合会会長 関戸 昌邦

神奈川県中小企業団体中央会会長 森 洋

日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長 柏木 教一

通常の労働相談

●一般労働相談窓口

月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)/8:30～17:15(12:00～13:00を除く)

かながわ労働センター・本所 ……045-662-6110

横浜市中央区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2階

川崎支所 ……044-833-3141 (代)

川崎市高津区溝口 1-6-12 県高津合同庁舎 4階

県央支所 ……046-296-7311

厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎 3号館 2階

湘南支所 ……0463-22-2711 (代)

平塚市西八幡 1-3-1 県平塚合同庁舎別館

●日曜労働相談窓口

毎週日曜日(年末年始を除く)/9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

かながわ労働センター・本所 ……045-633-6110 (代)

●夜間労働相談窓口

毎週火曜日(祝・休日、年末年始を除く)/17:15～19:30

かながわ労働センター・本所 ……045-662-6110

●弁護士労働相談(要予約・面接相談のみ)

予約・詳細につきましては、お近くのかながわ労働センター本所・各支所の労働相談窓口までお問い合わせください。

女性のための労働相談

マザーズハローワーク横浜内相談室 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 STビル 16階

●女性職員による労働相談窓口

第1・2・3・5金曜日(祝・休日・年末年始を除く)

8:30～17:15(12:00～13:00を除く)

電話相談(面接も可) ……045-320-0335

●女性弁護士による労働相談窓口(要予約・面接相談のみ)

毎月第4金曜日(祝・休日・年末年始を除く)

13:00～、14:00～、15:00～(各回ひとり)

問合せ・予約先 ……かながわ労働センター 045-662-6110



神奈川県

労政福祉課

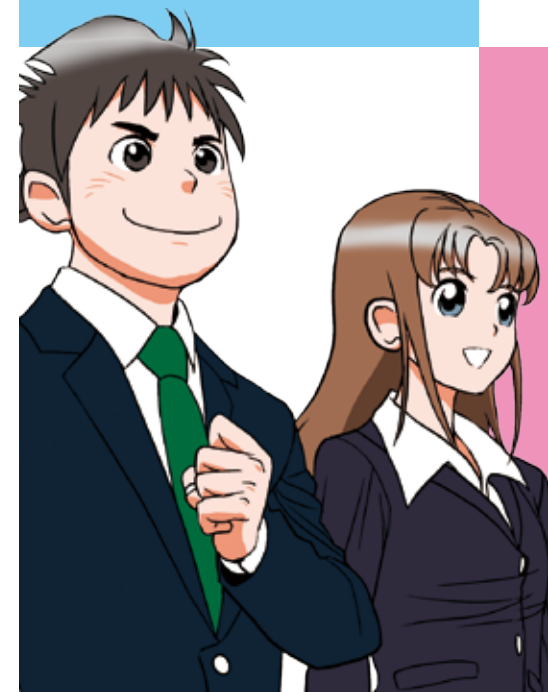
横浜市中区日本大通1-231-8588

電話 (045)210-5739



かなほけっと「労働相談」携帯サイト
http://www.pref.kanagawa.jp/mbl/f100042/

若者が
安心して
働き続ける
ために





■ さあ就活！

正社員になれるなら、多少のことはガマンする!?	<input type="checkbox"/>
仕事するのに法律なんて関係ないと思う。	<input type="checkbox"/>



働 き始める時は労働条件を 書面でもらおう！

入社してからトラブル防止のためにも、契約内容を書面でもらいましょう。

■ いざ、入社してみたら・・・

募集や契約内容と、実際の労働条件が違うみたい・・・	<input type="checkbox"/>
実は会社の就業規則、読んだことない。	<input type="checkbox"/>



就 業規則を読もう！

「就業規則」は労働時間や賃金などの労働条件等や労働者が就業上守るべき規律を定めたものです。

■ これって過酷な働き方？

毎日遅くまで残業するのが当たり前！	<input type="checkbox"/>
うちの会社、有給休暇が取りづらい・・・	<input type="checkbox"/>



労 働時間にはきまりがある！

法定労働時間*は「1日8時間1週40時間」が原則です。（*労働基準法で定められた勤務時間）

■ 賃金はきちんともらいたい！

休日出勤しても手当が支払われない。	<input type="checkbox"/>
給与明細をよく見たら、残業代が払われてなかった！	<input type="checkbox"/>



残 業代は 正しくもらおう！

時間外労働や休日・深夜労働をした場合には、割増賃金が支払われます。

■ 新人教育？それともパワハラ？

人格を否定するような言葉を言われ続けている。	<input type="checkbox"/>
ノルマを達成出来ず、長時間床に正座をさせられた。	<input type="checkbox"/>



パ ワハラかな？と思ったら・・・

問題となる行為があった日時・内容のメモや録音などで記録を残しましょう。

■ 心や体の不調・・・

最近、仕事のことで眠れないし、ユウツ・・・	<input type="checkbox"/>
職場の悩みをどこに相談すればいいかわからない。	<input type="checkbox"/>



安 心して働き続けるために

職場のストレスや不安、つらいことはひとりで抱え込まずに専門家や相談窓口で相談しましょう。

就職や転職など、新たに働き始めるときは、「労働契約書」や「労働条件通知書」などで、自分が働く条件をきちんと確認しましょう。労働基準法等では、会社は労働者に対し主な労働条件を明示しなければならないと定めています。なお、書面に記載し渡さなければならないとされる主な労働条件は次のとおりです。

労働契約期間の有無、契約期間有りのときは更新の有無・更新の基準、
仕事をする場所、仕事内容、始業・終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日
休暇、賃金（給料）の決定、計算方法、支払い時期、支払い方法、退職・解雇 など

また、会社は就業規則を労働者がいつでも見ることができるようにしておく義務があります。

法定労働時間*を超えて労働者を働かせる場合（時間外労働）、会社は労働者の代表者等と協定（36協定）を結ばなければなりません。

厚生労働省では、時間外労働に関する限度基準を「1月45時間1年360時間等」と定めています。1月45時間を超え、その時間が長くなるほど脳・心臓疾患などの健康障害のリスクが高まります。

また、法定労働時間を超えて働くときや、休日・深夜時間帯（22:00～5:00）に働くときは、割増賃金が支払われます。

残業代が時間分支払われていないと思ったら、出退勤時刻のメモをとる、タイムカードをコピーするなど記録を残しておくことが大切です。

職場のパワーハラスメントは、人の尊厳・人格を侵害し、心身の健康を脅かす許されない行為であり、職場環境を悪化させ、労働者の「解雇」「退職」にもつながる深刻な問題でもあります。

会社には、労働者の安全に配慮し、良好な職場環境を保持する義務があり、パワハラを当事者間の個人的な問題だとして、会社が問題を知りながら放置していた場合などは、会社も責任が問われることがあります。

パワハラかな？と思ったら、日時・内容のメモや録音など、第三者が確認できる形で記録を残し、会社の相談窓口や、労働組合、県の労働相談窓口など、相談しやすいところへ相談しましょう。

働くうえで困ったこと、悩んでいること・・・秘密厳守・無料で労働相談をお受けしています！
また、メンタルヘルス相談・心の電話相談も行っています。

－労働相談窓口はウラ面へ－

働くひとのメンタルヘルス相談窓口

❁ 神奈川県かながわ労働センター・本所（面接相談のみ）

働く人のメンタルヘルス相談窓口（要予約：TEL 045-633-6110（代）
第1～4火曜日 13:30～16:30（祝・休日・年末年始を除く）

❁ 神奈川県精神保健福祉センター

こころの電話相談 TEL 0120-821-606
（土日祝日を除く9～21時、受付は20時45分まで）

❁ 厚生労働省

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

[こころの耳](#) [検索](#)